

台所用火災警報器の無料配布

住宅用火災警報器の普及啓発と住宅火災予防のため、取り付けが義務付けされていない台所用の火災警報器(熱感知式)の無料配布を行っています。

配布内容

- ・電池式住宅用火災警報器単独型(熱感知式)
 - ・1世帯につき1個(住民登録がある世帯)
- ※町営住宅入居者は、町で設置するため対象となりません。

【問い合わせ先】総務課 ☎68-3111

申請方法

総務課または分庁総合窓口課で申請手続きをしてください。

申請期限 3月20日(木)

配布方法 申請時にお渡しします。

その他

- ・今回配布する火災警報器は、必ず台所に設置してください。(寝室などに設置された場合、火災の発見が遅れる可能性があるため危険です。)
- ・取り付けは各自または自治会でお願ひします。(どうしても取り付けができない世帯の場合、消防署などに協力をお願いする予定です。)

国民年金保険料の免除申請ができる対象期間が拡大されます

国民年金は、所得が少ないときや失業などにより、保険料を納付することが経済的に困難な場合、保険料の免除を申請することができます。免除とは、全額免除、一部免除、若年者納付猶予、学生納付特例のことです。

平成26年4月からは、過去2年1か月分の免除申請ができるようになります。例えば、平成26年4月に申請する場合、平成24年3月分からの免除の申し出が可能となります。

【問い合わせ・申込み先】住民課 ☎68-3115 分庁総合窓口課 ☎62-0711
米子年金事務所 ☎34-6111 (米子市西福原2丁目1-34)

【申請に必要なもの】

- ・認印
- ・本人確認のできる書類(運転免許証など)
- ・失業などの場合は、離職票の写し、または雇用保険受給者証の写し
- ・基礎年金番号がわかるもの(年金手帳、納付書など)

国民年金保険料の納付は口座振替がおトク!

国民年金保険料の納付には、口座振替がご利用になれます。

口座振替を利用すると、保険料が自動的に引き落とされるので、金融機関などに行く手間が省けるうえ、納め忘れもなくなり便利です。

また、口座振替には、月々50円割引される早割制度や、現金納付よりも割引額が多い6ヶ月前納・1年前納・2年前納もあり、大変お得です。

口座振替を希望される方は、納付書又は年金手帳と通帳、金融機関の届出印を持参のうえ、申込み先へお出かけください。

【問い合わせ・申込み先】
住民課 ☎68-3115
分庁総合窓口課 ☎62-0711
米子年金事務所 ☎34-6111

国民年金後納制度の納付書の「使用期限」をご確認ください

すでに後納制度を申し込まれた方で、平成16年4月以降分の後納保険料の納付がお済みでない方は、納付書に記載された使用期限(平成26年3月31日)までに納付をお願いします。

なお、使用期限までに納付できなかった方が、平成26年4月以降に納付を希望される場合は、新たな加算額による納付書を発行しますので、「国民年金保険料専用ダイヤル」または、お近くの年金事務所にご連絡ください。

国民年金後納制度とは

過去10年間に納め忘れた保険料を納付することにより、将来の年金額を増やすことができる制度です。

また、年金を受給できなかった方は、後納制度を利用することで年金が受けられる場合があります。過去10年以内に納め忘れの保険料がある方は、ぜひ後納制度をご利用ください。

後納制度が利用できる期限は、平成27年9月30日までです。

【問い合わせ先】
国民年金保険料専用ダイヤル(ナビダイヤル) ☎0570-011-050
米子年金事務所 ☎34-6111

スポーツ安全保険に加入しよう

スポーツ・ボランティア・文化活動などを行う団体を対象とした保険です。グループ活動中の事故だけでなく、経路往復中も対象となります。

保険期間 平成26年4月1日～平成27年3月31日 加入対象 グループ活動を行う5人以上の団体

加入対象	年間掛金(1人)	傷害保険			
		死亡	後遺症害(最高)	入院(日額)	通院(日額)
こども(中学生以下)	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円
大人の文化・ボランティア・地域活動(16歳以上)					
大人のスポーツ活動(16歳以上)	1,850円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円
65歳以上のスポーツ活動	1,000円	600万円	900万円	1,800円	1,000円
危険度の高いスポーツ活動	11,000円	500万円	750万円	1,800円	1,000円
賠償責任保険(免責金額なし) 身体・財産賠償合算1事故5億円 ただし、身体賠償は1人1億円限度	突然死葬祭費用保険 突然死(急性心不全、脳内出血など)葬祭費用 支払限度額180万円				

【問い合わせ先】(財)スポーツ安全協会 鳥取県支部 ☎0857-28-1288
伯耆町総合スポーツ公園 ☎68-3775

住基ネットを一時停止します

住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)は、機器更新作業のため、次の日は利用できません。ご不便をおかけしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

利用停止日 3月24日(月)

利用できないサービス

- ・住基カードに関する申請
- ・住基カードを利用した転入転出届
- ・広域交付住民票の交付
- ・公的個人認証(電子証明書)に関する申請

※通常の住民票の交付や住民異動届には影響ありません。

【問い合わせ先】住民課 ☎68-3115

予防接種費用の助成申請はお済ですか?

今年度任意接種された予防接種費用の助成を受けられる方は、3月末までに申請してください。4月以降は申請できませんので、ご注意ください。

【助成対象予防接種】

- ・インフルエンザ
※65歳未満の方で、1月31日までに助成券を使用せずに接種された方
- ・おたふくかぜ
- ・水痘
- ・ロタウイルス
- ・B型肝炎
- ・MR
※妊婦の夫と19歳から50歳までの女性

【申請に必要なもの】

- ・領収書
- ・予防接種の実施について、確認できるもの(母子手帳、接種済証など)
※領収書の内訳に明記してあるものでも良いので、必ず明記してもらうようお願いいたします。
- ・口座のわかるもの(通帳など)
- ・認印(シャチハタは不可)

※詳しくは、広報ほうき2013年5月号(P10)と11月号(P14)をご覧ください。

【問い合わせ先】健康対策課 健康増進室 ☎68-5536

第24回因伯シルバー大会 出場者募集

と き 5月中旬※種目によって開催日が違います。

と ころ 鳥取県西部地区を中心に開催予定

実施競技 全11種目
卓球、テニス、ソフトテニス、ソフトボール、ゲートボール、ペタンク、ゴルフ、弓道、グラウンドゴルフ、囲碁、将棋

応募資格 鳥取県内に在住する60歳以上の方(昭和30年4月1日以前生まれの方)

応募方法 福祉課または伯耆町社会福祉協議会で参加用紙を受け取り、必要事項を記入し、FAXまたは郵送でお申し込みください。ホームページからもダウンロードできます。

応募期限 4月18日(金)

【問い合わせ・応募先】〒689-0201 鳥取市伏野1729番地5 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会
☎0857-59-6338 ホームページ <http://www.tottori-wel.or.jp>